百十四　厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
		国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
百十五　平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
		国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年五月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第二十八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

（地方自治法の一部改正）

第一条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）	第七条第一項及び第二項、第八条第一項（附則第三条第四項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項及び第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）並びに附則第三条第一項から第三項までの規定により市町村が処理することとされている事務

（地方自治法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の日から附則第三号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）の前日までの間における前条の規定による改正後の地方自治法別表第一行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の項の適用については、同項中「、第十七条第一項及び第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）並びに」とあるのは、「並びに」とする。

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第三条　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二　特定個人情報保護委員会の委員長及び常勤の委員

第一条第四十七号の次に次の一号を加える。

四十七の二　特定個人情報保護委員会の非常勤の委員

別表第一官職名の欄中「公害等調整委員会委員長」を「特定個人情報保護委員会委員長　公害等調整委員会委員長」に、「公害等調整委員会の常勤の委員」を「特定個人情報保護委員会の常勤の委員　公害等調整委員会の常勤の委員」に改める。

（地方税法の一部改正）

第四条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三百二十一条の七の三中「及び生年月日」を「、生年月日その他総務省令で定める事項」に改める。

（投資信託及び投資法人に関する法律及び信託法の一部改正）

第五条　次に掲げる法律の規定中「第十九条の二」を「第十九条の三」に改める。

一　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第百七十七条

二　信託法（平成十八年法律第百八号）第二百四十七条

（信用金庫法等の一部改正）

第六条　次に掲げる法律の規定中「第十五条まで（）の下に「会社法人等番号、」を、「添付すべき電磁的記録」の下に「、添付書面の特例」を加える。

一　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条

二　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第七十八条

三　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条

四　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第百八十三条第一項

（租税特別措置法の一部改正）

第七条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この章において同じ。）」に改める。

第四条の五第三項中「、住所」の下に「及び個人番号」を加える。

第三十七条の十一の三第四項中「及び住所」を「、住所」に、「場所」を「場所。以下この項において同じ。）及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日及び住所。次項において同じ。）」に改め、同条第五項中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第三十七条の十四第七項中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日及び住所。次項において同じ。）」に改め、同条第八項中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第四十条第十二項中「及び所在地」を「、所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号」に改める。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第八条　前条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この条において「新租税特別措置法」という。）第四条第一項の規定は、第三号施行日以後に提出する同項に規定する特別非課税貯蓄申込書について適用し、第三号施行日前に提出した前条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧租税特別措置法」という。）第四条第一項に規定する特別非課税貯蓄申込書については、なお従前の例による。